

名古屋市情報公開条例及び名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第12号

名古屋市情報公開条例及び名古屋市個人情報保護条例の一部を改
正する条例

(名古屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)の一部を次の
ように改正する。

第42条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)の一部を
次のように改正する。

第26条第3項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第28条の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第70条から第73条までの規定並びに附則第2条第6項及び第7項中「懲役」
を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条中名古屋市個人情報保護条例第26条第3項及び第28条の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、名古屋市個人情報保護条例附則第2条第8項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。